

2. 高血圧専門医制度規則施行細則

第1条

日本高血圧学会認定 高血圧専門医制度細則の施行について、この規則に定められた以外の事項については、次の各項の規定に従うものとする。

第2条

専門医制度委員会の事務は本学会事務局において行う。

第3条

専門医制度委員会は本学会理事会により選出された委員（以下専門医制度委員会委員）によって構成され、委員長は理事長の指名による。

第4条

本学会理事会は専門医制度委員会委員に欠員を生じたときは当該委員の補充を行う。但し、任期は前任者の残任期間とする。

第5条

申請の期限は次の規定に従うものとする。

1. 専門医の申請締め切りは毎年4月30日とする
2. 認定施設及び指導医の申請締め切りは毎年11月30日とする

第6条

すべての審査は申請の年度の3月20日迄に終了しなければならない。

第7条

審査の結果は本学会会報・ホームページに発表する。

第8条

申請書類は正本1通（事務局保管用）と副本2通（委員会用）とする。

第9条

1. 専門医の審査料20,000円、認定料30,000円、更新料20,000円とする。
2. 審査料、認定料、更新料は返金しない。

第10条

この細則は専門医制度委員会及び理事会の議決を経て変更することができる。

第 11 条

細則の実施に関して生ずる疑義については、専門医制度委員会の議を経て決するものとする。

2008年4月1日 施行

2009年10月2日 一部改訂

2010年10月16日 一部改訂

2015年10月10日 一部改訂